

本市の使用済小型家電等の回収に向けた取組みについて

1 市町村による使用済小型家電等の回収の責務について

使用済小型家電等は、その相当部分が廃棄物として排出され、一般廃棄物として市町村による処分が行われている。市町村における現状の処分の状況は、鉄やアルミニウム等の一部の金属のみ回収され、その他の金や銅、レアメタルなどの有用金属は埋立処分されている。この状況に鑑み、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用を確保するため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）」が平成25年4月1日から施行された。

本法律では、市町村に対して、使用済小型家電等を分別して回収するための必要な措置を講じるとともに、収集した使用済小型家電等を、同法で規定する認定を受けた再資源化事業者等に引渡すという責務が規定されている。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（抄）

（地方公共団体の責務）

第5条 市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講じるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第10条第3項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 本法律に対する本市の対応について

本法律の施行当初、本県を収集区域とする国の認定を受けた再資源化事業者等は存在しない状況であった。そのため、仮に本市で使用済小型家電等を分別して収集したとしても、引渡し先はなく、保管場所にも限りがあることから、当面は、本県を収集

区域とする認定事業者が現れるまで使用済小型家電等の分別収集は行わず、本市に最も適した回収方式を検討することとした。なお、本法律を所管する経済産業省および環境省からは、今後、本県を収集区域とする再資源化事業者を認定する予定であるとの情報を得ていた。

平成25年6月下旬以降、本県を収集区域とする再資源化事業者が認定されはじめ、平成26年度末には、表1にあるとおり認定を受けた6社の再資源化事業者が存在することとなった。

表1 本県を収集区域とする再資源化事業者の認定状況

事業者名	認定日	所在地	認定区域
(株)リーテム	H25. 6. 28	東京都千代田区	ほぼ全国
(株)エコリサイクル	H25. 8. 9	秋田県大館市	青森・秋田・岩手
三井物産(株)	H25. 8. 9	東京都千代田区	ほぼ全国
リネットジャパン(株)	H26. 1. 23	愛知県大府市	全国
ニッコーファインメック(株)	H26. 2. 28	岩手県一関市	東北6県
東北東京鐵鋼(株)	H27. 1. 16	青森県八戸市	青森・秋田・岩手

本市では、6社の再資源化事業者に対して聞き取り等を実施し、これらの意見を踏まえ、さらに詳細に回収方式を検討することとした。他都市の先行事例も参考に、最終的には、公共施設にボックスを設置し回収する方式と、ごみ集積所に排出された金属類の中に含まれる使用済小型家電等を総合環境センターにおいて仕分けして回収する方式の2つに絞り込まれたが、昨今の資源価格の上昇による盗難対策や携帯電話やパソコン等に保存されている個人情報保護の観点から、職員等の目の届く公共施設にボックスを設置し回収する方式を採用することとした。

一方で、ボックス回収を実施するにあたり、以下の課題を解決する必要がある。

- (1) 対象品目の検討
- (2) ボックスの設置箇所の検討
- (3) 施錠付ボックスの購入費用の確保

(4) 市民への周知・啓発に係る費用の確保

対象とする品目については、当初、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべきであり、標準的なケースにおいて無償での引渡しが可能として国のガイドラインに示されている表2の品目に限定して回収する予定としていた。

しかしながら、市民の分別のしやすさ、また、表3に示すように、国の定める使用済小型家電等の回収目標と現状の回収量が乖離していることを考慮し、本法律施行令で規定する使用済小型家電等のうち、ボックスの投入口（たて15cm×よこ30cm×奥行30cm）に入る全ての使用済小型家電等を対象品目とした。

表2 国のガイドラインに示されている品目

電 話	携帯電話、PHS、パーソナルコンピュータ（モニタ含む）、タブレット型情報通信端末、電話機、FAX
ラジオ	ラジオ
カメラ	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
映像用機器	DVDビデオレコーダ、HDDレコーダ、ブルーレイレコーダ、ブルーレイプレーヤ、ビデオテープレコーダ、テレビチューナー（地上波デジタル・BS・CS）、STB（セットトップボックス）
音響用機器	MDプレーヤ、CDプレーヤ、テープレコーダ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、ヘッドホン、イヤホン、補聴器
補助記憶装置	ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード
電子書籍端末	電子書籍端末

事務用電気機器器具	電子辞書、電卓
測定用電気機械器具	電子血圧計、電子体温計
蛍光灯器具・時計	懐中電灯、腕時計、アナログ時計、デジタル時計
理容用機器	ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気カミソリ電気バリカン、電気カミソリ洗浄機、電動歯ブラシ
ゲーム機	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンドトイ（たまごっち等）
カー用品	カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤー、カーDVD、カーMD、カースピーカー、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット

表3 国の回収目標と現状の回収量

<国の回収目標 平成27年度までに年間回収量14万トン>

	平成25年度	平成26年度
市町村からの回収量	20,507トン	38,546トン
小売店等からの回収量	3,464トン	11,945トン
合計	23,971トン	50,491トン

ボックスの設置箇所については、市民の排出利便性の低下をを防ぐため、表4のとおり市役所本庁舎や各市民サービスセンター、地域センターのほか、ほくとライブラリー中央図書館明德館や土崎・新屋の両図書館など、より多くの公共施設に設置することとした。

表4 回収ボックス設置課所

1 秋田市役所本庁舎	8 雄和SC	15 太平地域センター
2 秋田市環境部	9 駅東サービスセンター	16 中央公民館
3 東部SC	10 岩見三内連絡所	17 南部公民館
4 西部SC	11 大正寺連絡所	18 北部公民館
5 南部SC	12 上新城地域センター	19 明德館
6 北部SC	13 金足地域センター	20 土崎図書館
7 河辺SC	14 下北手地域センター	21 新屋図書館

ボックスの購入費用や市民への周知・啓発に係る費用については、平成25年度から環境省の実施している「小型電子機器等リサイクル実証事業」を活用することにより、国の支援を受けて確保することとした。

本市は、平成27年9月18日付けで同事業の対象地域に採択され、ボックスや広報ツールについて国の支援を受け、平成28年1月8日から使用済小型家電等の回収を開始したところである。

なお、平成28年2月末までに回収した使用済小型家電等については、本事業に基づき(株)エコリサイクルに無償で引渡すことになっている。

平成28年3月以降は、本市の単独事業として引続き使用済小型家電を回収することとしており、回収した使用済小型家電等は、入札等により、最も良い条件を提示した国の認定を受けている再資源化事業者へ引渡す予定としている。

3 環境省の実施している「小型電子機器等リサイクル実証事業」について

本法律では、国の責務として、「使用済小型電子機器等を分別して収集し、その再資源化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない」等と規定されている。

この規定に基づき、環境省では、平成25年度から市町村が中心となった使用済小型家電等の回収に関する実証事業を行っており、この実施を通じて回収体制に必要な支援を行っている。

本市に対する環境省からの具体的な支援は、以下のとおりであり、本市の試算では、

約340万円程度となっている。

- (1) 回収ボックス23個
- (2) 全戸配布するためのチラシ印刷（デザイン費用、配布費用込み）
- (3) 町内会で回覧するためのチラシ印刷（デザイン費用、郵送費用込み）
- (4) ポスター印刷50枚（デザイン費用込み）
- (5) のぼり31本（デザイン費用込み）
- (6) ボックス貼付用マグネット23枚×2種類（デザイン費用込み）
- (7) フレコンバッグ2個
- (8) フレコンキャリア1台

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（抄）

（国の責務）

第4条 国は、使用済小型電子機器等を分別して収集し、その再資源化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、使用済小型電子機器等に関する情報の収集、整理及び活用、使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済小型電子機器等の収集及び運搬並びに再資源化に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

4 本市の小型家電等の回収状況と他都市の回収状況について

本市の使用済小型家電等の回収状況については、別添「使用済小型家電等の回収状況について（速報値）」を参照されたい。

なお、他都市の回収状況は、表5のとおりである。

表5 他都市の回収状況について

（平成26年度実績）

自治体名	回収量	ボックス設置数	ボックス以外の回収方法
青森市	約3トン/年	15	—
盛岡市	約5トン/年	60	ピックアップ回収
仙台市	約6トン/7ヵ月	21	—
山形市	約4トン/9ヵ月	10	集団回収

5 参 考

(1) 秋田県の取組みについて

秋田県北部は、鉱山技術等を活かした資源リサイクルでは最も実績があり、リサイクル施設も整っているなど、金属リサイクルの実施に関して最適な環境にあることから、秋田県では、小型家電リサイクル法施行前から小型家電のリサイクルに取り組んでいた。

具体的には、平成18年12月から、JOGMEC（注1）の委託事業として、使用済小型家電等の収集システムや経済性、県内における事業化等について検討するため、大館市で小型電子機器等の回収を開始した。

平成19年度には、経済産業省の委託事業として、県北部6市町と男鹿市に収集地域を拡大した。

平成20年10月には、秋田県が事業主体となり回収地域を全県に拡大した。

平成20年12月には、環境省・経済産業省の回収モデル事業に採択され、取組を強化した。（大館市、能代市、八峰町でボックス設置数の増）

平成24年には、環境省の小型電気電子機器リサイクルシステム構築社会実験として実施した。

（注1）独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

(2) 全国の使用済小型家電等の取組状況について

（平成27年4月1日現在）

全国1,741市町村中1,073市町村において実施（61.6%）				
地 方	北海道	東 北	関 東	中 部
実施率	76.5%	44.9%	81.9%	77.9%
地 方	近 畿	中 国	四 国	九 州
実施率	37.9%	47.7%	43.2%	49.6%

※各地方に含まれる都道府県は、環境省の各地方事務所が管轄する地域。

東北は、青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島の6県

(3) 全国市町村の使用済小型家電等の回収状況について

(平成26年度実績)

平成26年度回収量 38,546トン				
地方	北海道	東北	関東	中部
回収量	1,956トン	514トン	19,731トン	9,142トン
地方	近畿	中国	四国	九州
回収量	1,752トン	2,267トン	929トン	2,255トン

※各地方に含まれる都道府県は、環境省の各地方事務所が管轄する地域。

東北は、青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島の6県